

仕 様 書

1 名称

青色防犯パトロール車両の道路運送車両法第 62 条に規定する継続検査（車検）及び整備（エンジンオイル交換等）並びに必要事務の代行等

2 車検対象車

自動車の種別	車 名	型 式	原動機の形式	燃料の種類
軽自動車	ホンダ	DBA-JH1	S07A	ガソリン

3 内容

(1) 道路運送車両法第 62 条に規定する継続検査（車検）及び整備並びに部品交換

- ア 法定 24 か月点検
- イ 保安基準適合検査
- ウ ブレーキフルード交換
- エ ブレーキクリーニング
- オ オイルフィルター交換
- カ エンジンオイル交換
- キ バッテリー交換
- ク フロント・リアワイパーゴム交換
- ケ その他点検結果から必要とされる標準的な車検実施に付随する整備及び部品交換

(2) 検査登録申請等の当該車検に係る必要な事務の代行

(3) 自動車損害賠償保障法に規定する責任保険に関する事務

・24 か月。ただし、保険期間の始期は、現契約保険期間の終期からとする。

(4) (3)の保険料及び自動車重量税の支払い代行

【特記事項】

※自動車重量税(印紙代) 及び(3)の保険料については、本契約金額に含めない。

※自動車重量税(印紙代) 及び(3)の保険料は、別途支給する。

※次の車検及び整備に関する費用については、すべて本契約金額に含むものとする。

- ・(1)の点検整備等に係る費用
- ・(2)及び(4)の代行手数料及び検査登録申請手数料(印紙代)

4 履行期限

令和 7 年 8 月 2 5 日（月）

5 履行場所

東成区役所 大阪市東成区大今里西 2－8－4

6 その他

- (1) 当区役所で当該車両を引き取った上、整備工場に運搬し、点検・整備を行い、点検・整備を終えた後、当区役所へ当該車両を納車すること。ただし、当区役所が実施している青色防犯パトロールへの支障等の都合により、本市職員が整備工場に持ち込み、点検・整備後、引き取る場合もある。
- (2) 車検日及び(1)について、当区役所担当者と調整し、決めること。

7 事業担当

〒537-8501 大阪市東成区大今里西 2 丁目 8 番 4 号

東成区役所 市民協働課 丸岡・春田 (TEL : 06-6977-9734 FAX : 06-6972-2738)